

生産性向上特別措置法の特例措置の適用期間 2023年3月末まで!

生産性向上特別措置法とは、中小企業者が保有している老朽化した機械設備を生産性の高い先端設備へと一新させること等により、労働生産性の向上を図ることを目的とする法律です。導入する先端設備に係る固定資産税の軽減措置は、市区町村の条例において、最大3年間に渡りゼロから2分の1の範囲内で定められます。

2007年に発売開始しました**段ボール用自動結束装置用 オプション『くい込み防止装置』**は、2009年にマイナーチェンジし、これまでも色々な税制優遇をご案内させていただきました。

2020年末、特例措置の改定と上記装置の更なるマイナーチェンジにより、あらためて税制優遇の対象に認定されました。**当該税制の適用は、期間内に設備を導入された場合のみです。**是非ともご活用ください。

先端設備の要件	要件① 販売開始が取得時から遡り10年以内のもの(新品限定)
要件	要件② 旧モデルと比較し生産性が年平均1%以上向上するもの
	要件③ 1台又は1基の取得価格が160万円以上のもの
対象者	資本金1億円以下の法人

**この税制の「先端設備」に該当する山田機械工業(株)製品**

- ・段ボール用自動結束装置用 オプション『くい込み防止装置』
 - ①くい込み防止装置付き YTC型シリーズ
 - ②くい込み防止装置付き YTD型シリーズ
 - ③くい込み防止装置 現地改造工事一式
- ・ハイスピード段ボール用自動結束装置(※対象期限が表題とは異なります)
 - ①処理能力40束/分 YTC150-H2型(対象期限 2022年12月末)
 - ②処理能力35束/分 AYP120-H型(対象期限 2025年12月末)

納期に関する重要なお知らせ

さて、皆様ご承知のとおり、世界中で電子電機部品の供給遅延が続いております。弊社といたしましても、全力で部品の確保や代替品への転換に努めています。しかしながら、既に発注済みのもので「欠品」「納期半年以上」「納期未定」といった連絡が入ることがあります。

段ボール用自動結束装置の本来の納期は3~4.5カ月程ですが、昨今は「6~10カ月程」と回答をさせていただき、更に納期遅延となる可能性が高いお客様におかれましては、あらためてご相談させていただいております。**何卒諸事情ご推察のうえ、早めのご発注を賜りますようお願い申し上げます。**

《製品紹介》

~この数年、順調に売上を伸ばしている人気機種!~

YTD130-1型

『大型段ボールケース対応、手差しグルア・オートステッチャー接続対応の低価格・簡易型 結束装置』

(従来のYTD130-10型は本体開閉が手動式でしたが、YTD130-1型は電動式です。)

- ・処理能力12束/分
- ・オプションにて、結び目位置変更装置・タッチパネル・くい込み防止装置など組付可能。



写真はくい込み防止装置付き YTD130-1S型です。

TOM 山田機械工業株式会社

url: <http://www.tom-yamada.co.jp/>
e-mail: sales@tom-yamada.co.jp

東部営業部 Tel. 043(498)1000
西部営業部 Tel. 079(560)0885
名古屋営業所 Tel. 052(361)2101